



キミと一緒に、育っていきたい。
Komaki

市有地貸付一般競争入札 案内書

※この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

入札に参加される方は、この案内書をよく読み、
内容を充分に把握したうえで、ご参加ください。

【お問い合わせ先】

小牧市役所 総務部 資産管理課 管財係

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地

電話 0568-76-1110

普通財産遊休土地貸付一般競争入札の手順

申込の受付	期間	令和8年1月5日（月）～令和8年1月16日（金） 午前9時から午後4時まで（土・日・祝日は除く）
	場所	小牧市役所本庁舎4階 資産管理課
	備考	入札案内書を配付します。（ホームページからダウンロード可） 申込書と必要書類を期間内に提出してください。
入札	期間	令和8年1月26日（月）～令和8年1月30日（金） 午前9時から午後4時まで（土・日・祝日は除く）
	場所	小牧市役所本庁舎4階 資産管理課
	備考	入札保証金を納付し、提出用封筒に入れた入札書を提出してください。
開札	日時	令和8年2月2日（月） 午前10時から
	場所	小牧市役所 本庁舎4階 402-2会議室
	備考	開札に立ち会う場合は、開始時間までに会場へお越しください。
契約締結	期限	貸付決定通知書の通知日から10日以内
	備考	契約は、申込者名義になります。
貸付料等の納付	期限	契約保証金：契約日までに納付 貸付料：契約書で定める期限までに納付
引渡し	備考	現状有姿で引渡します。

※この入札において申込者がいなかった場合、令和8年3月19日（木）まで、先着順で随時受付を行います。

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、小牧市の規程等によるとともに、事前に現地を確認し、入札する土地の現状・現形を承知された上で、お申込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札契約に関する事務にのみ使用します。

I 全般的な事項

- 1 普通財産遊休土地貸付一般競争入札参加希望者は、本書、心得書、入札公告及び契約書案並びに物件説明書等を熟覧のうえ入札してください。
- 2 貸付物件（以下、本物件という。）の地下埋設物調査、地盤調査及び土壤調査等は行っておりません。
- 3 電気・上下水道・ガス等の本物件への引込み、空中架線の撤去、電柱・街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置などの手続き及び費用は、賃借人の負担となりますので、詳細は関係企業及び関係行政機関にご確認ください。
- 4 本物件は、現状有姿での引渡しとなります。したがって、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装等）、地下埋設物（コンクリート殻、鉄屑、塩化ビニル管等）及び樹木等を含むものとし、越境物がある場合についても現状有姿のままで引渡します。越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係で話し合ってください。契約締結後に越境物が判明した場合も同様です。
- 5 入札者は、入札後、本書、心得書、入札公告及び契約書案並びに物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。また、契約締結後、貸付物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、瑕疵の補修、貸付代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできません。
- 6 本物件と隣地との境界を侵さないように十分注意してください。
- 7 貸付期間中は、野焼き行為の禁止をはじめ、関係法令等の順守徹底を図ってください。また、周辺環境へ十分配慮し物件を使用してください（日照、騒音、早朝及び夜間の出入りや作業等）。
- 8 本物件へのフェンス等工作物設置その他の土地の原状変更を希望する場合は、事前に相談の上承諾申請が必要です。工作物の設置に関しては、必要最低限のものとし、建築物は不可とします。なお、周辺の環境事情を勘案し承諾できない場合もあります。また、使用開始後の周辺環境の変化により、工作物の移動または撤去をしていただく場合があります。
- 9 土地の使用をめぐり近隣との紛争や苦情が生じたときは、賃借人の責任において対応、解決してください。

- 10 土地の維持、保全管理はすべて賃借人の責任、負担で行ってください。また周辺環境の維持のため、定期的な物件内の草刈及び必要に応じ本物件に面する側溝の清掃を行ってください。
- 11 本物件への出入りの際、物件に面する側溝を損傷しないように措置してください。また、使用に伴い側溝等の周辺施設に損害を与えたときは、賃借人の負担により原状回復しなければなりません。
- 12 貸付期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了する場合には、賃借人の費用をもって本物件の上に存する工作物その他の賃借人が本物件に付属させたものを撤去し、本物件を原状に回復して本市に返還しなければなりません。ただし、本市が特に必要がないと認めるときはこの限りではありません。
駐車場として利用するにあたり、必要な工作物等の設置のため、市と協議し市が設置を認めた外周フェンス、乗入れ口、舗装、照明灯については、契約期間終了後に借受人が市へ無償譲渡する場合、原状回復を求めないこととします。
また、契約期間終了後において、次の貸付期間がある場合、当該期間に係る借受人（新借受人）と借受人が同一となるときは、原状に回復することなく、引き続き貸付物件を使用することができます。
- 13 事前の現地説明は行いませんので、申込者の方は現地確認や諸規制の確認を行ってください。

II 貸付物件一覧

物件番号	所在地	地目	地積(m ²) (実測値)	最低貸付価格 (円/3年)
7-貸1	北外山入鹿新田字蓮台14-6	雑種地	299.48	2,961,174

※各物件の貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）とします。貸付期間の延長はありません。なお、貸付期間には原状回復に要する期間を含むものとします。

※入札金額は、貸付期間（3年間）の見積もる総額（最低貸付価格以上の金額）を記入してください。

III 参加資格

入札に参加することができる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

地方自治法施行令第167条の4第1項

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) この公告の日から過去2年間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがある者

地方自治法施行令第167条の4第2項

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

- (4) 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に規定する排除措置対象法人等に該当する者

- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成

- (6) 小牧市の市税を滞納している者

- (7) その他市長が不適格と認める者

IV 受付

申込期間	令和8年1月5日（月）から令和8年1月16日（金）まで 午前9時から午後4時まで※土、日、祝日は除く
受付場所	小牧市役所 本庁舎4階 資産管理課
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小牧市普通財産遊休土地貸付一般競争入札参加申込書（様式第3） (2) <個人の場合> 住民票（マイナンバーの記載の無いものをご使用ください。） 1通 <法人の場合> 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1通 (3) 誓約書（様式第4） (4) 申込人情報（様式第5） ※ 法人の場合、監査役、監事等を含む登記事項証明書に記載の役員すべての方について記入してください。 (5) 委任状（様式第6） ※ 代理人が入札を行う場合。ただし、法人で社員が入札を行う場合を除く。 (6) 入札保証金に関する確認書（様式第7） (7) 市税の滞納がないことを証する書面
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 書類の提出方法は、持参に限ります。 (2) 電話、郵送、ファックス、電子メールなどの申し込みはできません。 (3) 提出された書類は返却しません。 (4) 入札に先立ち「小牧市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づき、排除対象者（暴力団等）に該当するか否かの確認のため、提出いただいた申込人情報に記載の内容について、警察署に照会します。
受付後	<p>申込み受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」という。）に、次の書類を郵送します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般競争入札参加資格確認通知書 (2) 入札書（様式第10） (3) 入札保証金の納付書 (4) 入札保証金に関する同意書様式 (5) 入札保証金還付請求書（様式第9） <p>※ 入札申込者数の事前公表はいたしません。</p>

※この入札において申込者がいなかった場合、令和8年3月19日（木）まで、先着順で随時受付を行います。

V 入札

入札の日時等

入札期間	令和8年1月26日（月）から令和8年1月30日（金）まで 午前9時から午後4時まで※土、日、祝日は除く
提出場所	小牧市役所 本庁舎4階 資産管理課
	<p>(1) 一般競争入札参加資格通知書 (2) 入札書</p> <p>※ 封筒に入札書を入れて封かん又は封印し、封筒の表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、物件番号、所在地（仮換地）、開札日、入札参加者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記してください。</p> <p>〔記入例〕</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> 物件番号 貸1 所在地 北外山入鹿新田字蓮台14-6 開札日 令和8年2月2日 入札書在中 </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> (住所) ○市△町1丁目1番地 (氏名) ○○ ○○ ○印 </div> </div> </div>
必要書類	<p>(3) 入札保証金を納付した領収書の写し (4) 入札保証金に関する同意書 (5) 印鑑</p>

- 1 入札に参加される方は、入札書の提出までに、納付書により入札保証金を金融機関で納付し、領収書の写しを提出してください。
 - 2 提出場所において、必要書類を確認させていただきます。
 - 3 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は入札期間を過ぎた場合、いかなる理由があっても入札はできません。
 - 4 入札者が1者の場合も入札を実施します。
 - 5 談合情報が寄せられた場合又は天災地変その他のやむを得ない理由が生じたときは、入札又は開札を中止することがあります。

入札保証金

- 1 入札保証金は入札額の100分の5以上に相当する金額です。入札申込時に予定額を確認し、事前に納付書を発送します。
 - 2 入札に参加される方は、入札書の提出までに、納付書により金融機関で納付し、領収書の写しを提出してください。なお、入札保証金の納付に必要な費用は入札参加者の負担となります。
 - 3 落札者以外の方には、落札者の決定後、請求に基づき入札保証金を返還します。その際、入札保証金還付請求書が必要となります。
 - 4 入札保証金は、落札者からの申し出により契約保証金の一部に充てることができます。なお、落札者が契約を締結しない場合、入札保証金は小牧市に帰属します。
 - 5 入札保証金を返還する際には、利息を付しません。

入札書の作成方法

- 1 入札は所定の入札書を使用します。
- 2 入札書を封筒に入れて封かん又は封印し、封筒の表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、物件番号、所在地（仮換地）、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、開札日、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。
- 3 入札書には、ボールペンか万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンは使用できません。
- 4 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんので注意してください。
- 5 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 6 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

入札書の無効

次に掲げる入札は無効となります。

- 1 小牧市普通財産遊休土地貸付一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- 2 入札参加者の資格を有しない者又はその代理人のした入札
- 3 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- 4 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- 5 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- 6 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- 7 他の入札参加者の代理を兼ねた者又は2以上の入札参加者の代理をした者のした入札
- 8 委任状のない代理人のした入札
- 9 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書き等のもの、その他主要な事項が確認できない入札
- 10 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- 11 最低貸付価格未満の価格の入札
- 12 郵送による入札
- 13 虚偽の事実を記載した者のした入札
- 14 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- 15 一般競争入札確認通知書を受けていない者から提出された入札
- 16 入札書等が提出期間より前又は提出期間を経過した後に提出された入札
- 17 封筒に所定の記載がない又は誤った記載がなされた入札
- 18 封筒に封かん又は封印がない入札

VI 開札

開札日時	令和8年2月2日（月） 午前10時から
開札会場	小牧市役所 本庁舎4階 会議室402-2

- 1 開札は入札者の面前で行います。
- 2 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格以上で最高価格の入札をした方を落札者とします。
- 3 開札の結果、落札者となるべき価格の入札をしたもののが2者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとします。
- 4 入札者には、開札結果を通知します。
- 5 開札結果については、その内容「物件の所在地、数量、落札者（個人の場合は、氏名は公表しません。）、落札額及び入札参加者数」を小牧市ホームページ等で公表します。ただし、落札額については、落札者の同意を得た場合に限ります。

VII 契約

契約の締結

- 1 落札者（以下「賃借人」という。）には、開札終了後、貸付決定通知書等の関係書類を送付し、契約手続きについて案内します。
- 2 契約締結期限は、貸付決定通知書の通知日から10日以内です。それまでに土地賃貸借契約書を締結しないときは、賃借人の資格を取り消します。この場合、納付された入札保証金は返還しません。
- 3 土地賃貸借契約書に貼付する収入印紙（国税）は、賃借人の負担とします。
- 4 土地賃貸借契約は、申込者名義で行います。

契約保証金、貸付料の納付

- 1 契約保証金の取扱いは次のとおりです。
 - (1) 契約保証金は、事前に予定額を確認し、納付書を交付します。契約日までに納付書により金融機関で納付し、領収書の写しを提出してください。
 - (2) 落札者からの申出により、入札保証金を契約保証金の一部に充てることができます。
 - (3) 契約保証金は、貸付料が納期限までに納付されなかった場合には小牧市に帰属します。
 - (4) 契約保証金は、貸付物件の明渡し完了後に返還します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は小牧市に対する一切の債務を控除した残額を返還します。
 - (5) 契約保証金を返還する際には、利子を付しません。
- 2 貸付料等の納付は次のとおりです。
 - (1) 土地賃貸借契約の締結までに貸付料の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付し、契約書で定める期限までに貸付料を納付してください。

VIII 土地利用用途

土地利用の用途の指定等

1 土地賃貸借契約においては、次のとおり土地利用の用途の指定を付すものとします。

物件番号	7-貸1
指定用途	駐車場に限る（大型車両を除く）
指定期間	契約期間

2 賃借人が、小牧市の承諾を得て貸付物件を転貸等をする場合においても、新たに権利を取得した転借人等に、この条件を引き継がなければなりません。また、このことを契約書に記載し、必ず相手方に十分な説明をしなければなりません。

用途制限及び賃借期間中の注意事項等

1 土地賃貸借契約においては、次のとおり用途に関する禁止特約を付し、かつ、これに違反した場合は貸付料の100分の25相当額の違約金を徴収するものとします。また、契約を解除することになる場合もあります。

なお、賃借人が、小牧市の承諾を得て、貸付物件を転貸等をする場合においても、新たに権利を取得した転借人等に、この条件を引き継がなければなりません。また、このことを契約書に記載し、必ず相手方に十分な説明をしなければなりません。

禁止用途	(1) 政治又は宗教目的 (2) 有害図書類、危険物その他公共性に欠けるものの販売又は展示をし、市の品位を損なうおそれがあるもの (3) 暴力団及び暴力団員等の利益になると認められるもの (4) 風俗営業、公序良俗に反する用途、その他社会通念上不適切と判断されるもの (5) 騒音、振動、粉じん、悪臭などが発生し、周辺住民の生活環境が損なわれるおそれがあるもの (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業 (7) その他小牧市が貸付けを適当でないと認める場合。 (8) 第三者をして（1）から（7）までの用途に使用させることはできません。
禁止期間	契約期間

2 小牧市は、賃借人が契約に定める義務を履行しないため小牧市が損害を受けたときは、その損害の賠償を賃借人に請求できるものとします。

3 契約条件の履行状況を把握するため、小牧市は隨時、貸付物件を実地調査し、又は、賃借人に必要な報告を求めることができるものとします。この場合、賃借人にはご協力をお願いすることとなります。

問い合わせ先

〒485-8650

小牧市堀の内三丁目1番地

小牧市役所 本庁舎4階 資産管理課（管財係）

TEL 0568-76-1110（午前9時から午後4時まで）

小牧市ホームページから入札参加申込書などをダウンロードすることができます。

小牧市普通財産遊休土地貸付けに係る入札心得書

第1条 小牧市普通財産遊休土地貸付けに係る一般競争入札参加希望者は、小牧市普通財産遊休土地貸付公告、本入札心得書及び契約書案並びに物件の現況等を熟覧のうえ入札してください。

第2条 現物と公告数量等が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壤調査等は行っておりません。

第4条 入札における予定価格を公表する場合があります。

第5条 入札参加者は、事前に小牧市普通財産遊休土地貸付一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出してください。なお、代理人により入札するときは、必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。

第6条 入札参加者は、入札執行日の所定の時間までに、入札保証金として、入札金額の100分の5以上に相当する金額を小牧市が発行する納入通知書により、小牧市が指定する場所に納付しなければなりません。

- 2 入札保証金は、落札者以外の入札参加者に対しては入札執行後に還付します。落札者に対しては契約締結後に還付しますが、本人の申し出により第13条に規定する契約保証金に充当することができます。
- 3 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受けるまでの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。
- 4 落札者が貸付決定通知書の通知日から10日以内に土地賃貸借契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は小牧市に帰属することとなります。

第7条 入札書には入札参加者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入の上、押印するものとし、金額の記入はアラビア数字を用い、最初の数字の前に「金」又は「円」を記入してください。

第8条 入札書は、入札期間に、小牧市が指定する場所に提出しなければなりません。

- 2 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

第9条 次に掲げる入札は、無効とします。

- (1) 小牧市普通財産遊休土地貸付一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人

である場合は、本人の委任状を添付すること。) 及び誓約書を提出していない者のした入札

- (2) 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）238 条の 3 の規定に該当する者、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 26 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者）がした入札
- (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金が入札金額の 100 分の 5 以上の額に達しない者のした入札
- (4) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し 2 以上の意思表示をした入札
- (7) 他の入札参加者の代理を兼ねた者又は 2 以上の入札参加者の代理をした者のした入札
- (8) 委任状のない代理人のした入札
- (9) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書き等のもの、その他主要な事項が確認できないもの
- (10) 入札書の金額の表示を訂正したもの
- (11) 予定価格公表物件について、入札書の金額が予定価格に達しないもの
- (12) 郵送による入札
- (13) 虚偽の事実を記載した者のした入札
- (14) 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (15) 入札書等が一般競争入札確認通知書を受けていない者から提出された入札
- (16) 入札書等が提出期間より前又は提出期間を経過した後に提出された入札
- (17) 封筒に所定の記載がない又は誤った記載がなされた入札
- (18) 封筒に封かん又は封印がない入札
- (19) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

第 10 条 開札は、入札参加者の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札事務に關係のない小牧市の職員を立ち合わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

第 11 条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再度入札（原則として 2 回を限度とします。）を行います。この場合において、入札保証金が不足する入札参加者については不足分を追加納付していただきます。

2 予定価格を事前に公表した場合には、再度入札は行いません。

第 12 条 落札者は小牧市の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、

落札者となる同価の入札参加者が 2 人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとします。

第 13 条 落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を、小牧市が発行する納入通知書により、小牧市が指定する場所に納付しなければなりません。

第 14 条 入札結果については、その内容（物件の所在地、数量、落札者（個人の方の氏名は公表しません。）、落札額及び入札参加者数）を公表することがあります。

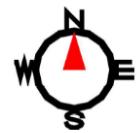
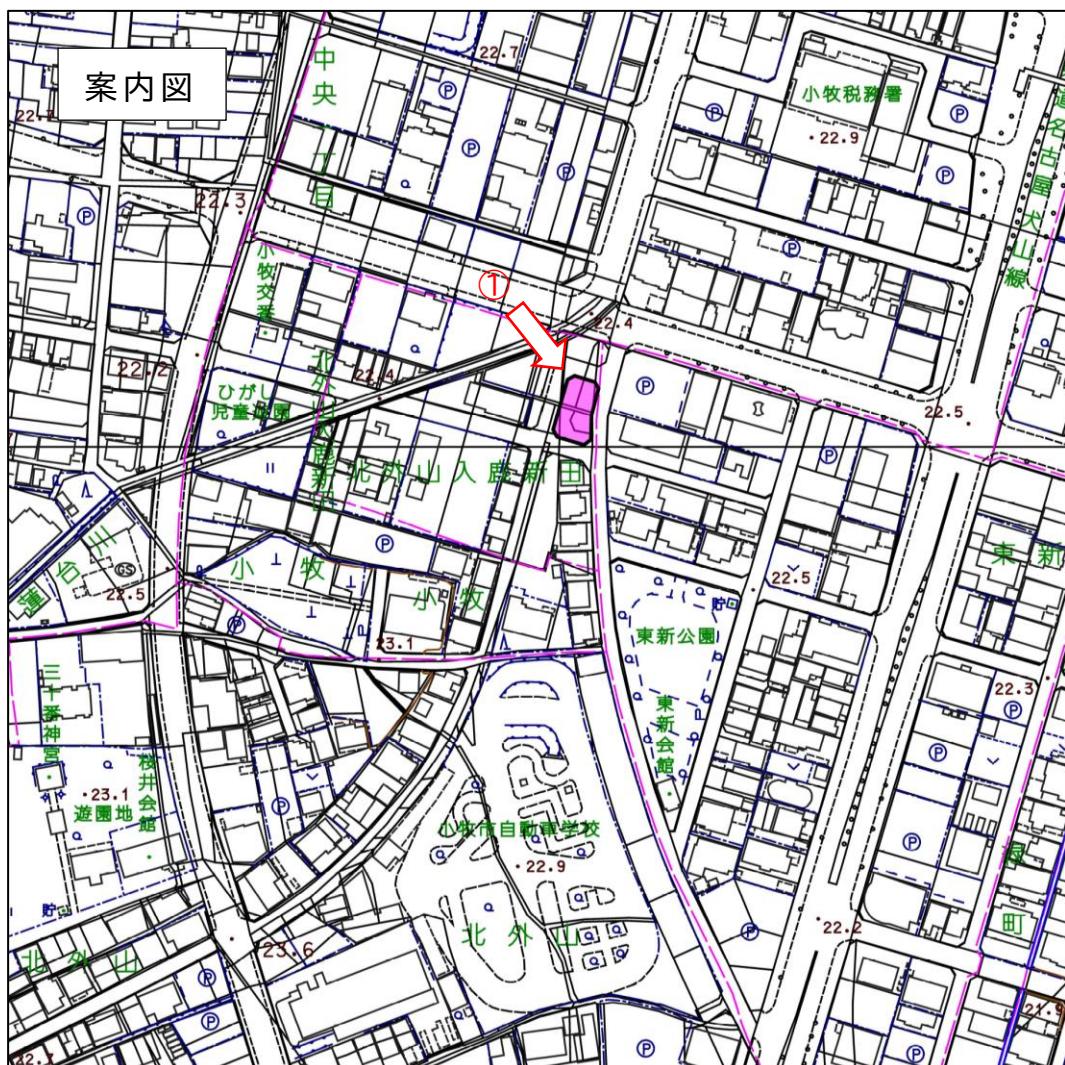
第 15 条 入札参加者は、入札後、この心得書、小牧市普通財産遊休土地貸付公告及び契約書並びに物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第 16 条 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令、小牧市の条例、規程の定めるところによって処理します。

物件番号：7-貸1

所在 地：北外山入鹿新田字蓮台 14-6

面 積：299.48 m² (実測)



写真①



様式第3（第13条関係）

小牧市普通財産遊休土地貸付一般競争入札参加申込書

年 月 日

（宛先）小牧市長

入札者

住所

氏名又は名称

及び代表者名

代理人

住所

氏名

次の小牧市普通財産遊休土地貸付の一般競争入札に参加したいので、申しあげます。

物件番号	所在地	地積(m ²)

土地の使用目的 _____

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第13条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住所

氏名

（署名（法人の場合は、記名押印も可））

次の事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実について貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、入札参加資格の確認のため必要があると認めるときは、申込者（法人の場合は役員などを含む。）について、愛知県警察本部に照会することについて承諾します。

- 1 私は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者ではありません。
- 2 入札の公告の日から過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことはありません。
- 3 入札の公告の日から落札決定の日までの間において、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧市長締結）に規定する排除対象法人等に該当する者ではありません。
- 4 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる者ではありません。

- 5 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が経営又は運営に実質的に関与している者ではありません。
- 6 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者ではありません。
- 7 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者ではありません。
- 8 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではありません。
- 9 役員等又は使用人が、3から8までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者ではありません。
- 10 3から9までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。
- 11 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体（以下「観察処分対象団体」という。）及び観察処分対象団体の役職員又は構成員ではありません。
- 12 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者ではありません。
- 13 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者ではありません。
- 14 私が物件を落札した場合は、次の用途には供しません。
 - (1) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業を営む施設

- (3) 青少年に有害な影響を与える興行、物販又はサービス
- (4) 騒音、振動、塵埃^{じんあい}、視覚的不快感、悪臭、電磁波、危険物等を発生させる等周囲に迷惑を及ぼすもの
- (5) 暴力団の事務所その他これに類するもの
- (6) 観察処分対象団体の事務所その他これに類するもの
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
第2条第1項に規定する廃棄物を処理するための施設
- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) その他市長が適当でないと認めるもの
- 15 私は、貴市の普通財産遊休土地貸付にかかる「小牧市普通財産遊休土地貸付事務処理要綱」、「小牧市普通財産遊休土地貸付一般競争入札の案内書」、「入札公告」、「土地賃貸借契約書（案）」等の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情など申しません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5（第13条関係）

申込人情報

【個人の場合】

氏名	ふりがな	生年月日

【法人その他の団体の場合】

(ふりがな) 商号又は名称	()		
所 在 地			
役員等に関する事項			
役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		

(注)役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第13条関係）

委任状

代理人 住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

小牧市普通財産遊休土地貸付に係る一般競争入札に関する一切の権限

物件番号	所在地	面積(m ²)

年 月 日

(宛先)小牧市長

委任者 住 所

氏名又は名称

及び代表者名

(署名(法人の場合は、記名押印も可))

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7（第13条関係）

入札保証金に関する確認書

年 月 日

住所

氏名又は名称

及び代表者名

小牧市普通財産遊休土地貸付の一般競争入札に参加するにあたり、入札保証金について次のとおり確認しました。

1 貸付財産

物件番号	所在地	面積(m ²)

2 入札保証金の取り扱いについて

- (1) 入札保証金は、入札額の5%以上の金額となります。
- (2) 入札参加者には、市から本書に記入された入札保証金の予定額に基づいて納付書を発行します。
- (3) 落札者以外の方には、落札の決定後、請求に基づき入札保証金を返還します。その際、入札保証金還付請求書が必要となります。なお、返還までに期間を要します。
- (4) 落札者が契約を締結しない場合、入札保証金は小牧市に帰属します。
- (5) 入札保証金を返還する際には、利息を付しません。

3 入札保証金の予定額

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※金額の数字はアラビア数字を使用し、頭に「金」又は「¥」を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

土地賃貸借契約書

貸付人小牧市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）との間に、次の条項により土地賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有に係る次の土地（以下「本件土地」という。）を以下の条項に従い、乙に有償にて使用させるものとする。

所 在 地	地 積 m ²	貸付面積 m ²
合 計		

（使用目的）

第3条 乙は、本件土地を次の目的に従い賃借するものとし、この目的以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を得て、目的を変更することができる。

使用目的 駐車場に限る（大型車両を除く）

（貸付期間）

第4条 本件土地の賃貸借期間（以下「貸付期間」という。）は、年月日から年月日までとする。ただし、中途解約しようとするときは、貸付期間満了の2か月前までに文書をもって甲に申し込むものとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、金円とする。ただし、貸付期間が1年に満たない場合は、月割計算により算出した金額とする。

（契約保証金）

第6条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として落札金額の100分の10以上を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第19条に規定する違約金及び第21条及び第23条に規定する損害の賠償に係る損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 乙が第18条第1項及び第2項、第20条及び第22条の規定により契約解除をした場合は、第1項で定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(貸付料の支払)

第7条 貸付料は、甲の発行する納入通知書により、指定の期日までに指定の金融機関に支払わなければならない。ただし、複数年度にわたる契約の場合は、次の表に定める各年度（貸付期間における、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。ただし、初回の年度にあっては貸付期間の開始日が属する月の1日からその直後に到来する3月31日までの期間とし、最終の年度にあっては4月1日から貸付期間満了日の属する月の末日までの期間とする。）分の貸付料について、同表に定める納入期限までに甲の定める方法により甲に支払うものとする。なお、振込手数料は、乙の負担とする。

年度	貸付期間	貸付料	納入期限
第1年度			
第2年度			
第3年度			

2 乙が納入期限までに貸付料を納付しない場合は、納入期限の翌日から納付した日までの期間に応じ、当該未納金額に年14.6%の割合を乗じて算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を延滞金として徴収する。

(貸付物件の引渡し)

第8条 甲は、貸付期間の初日に本件土地をその所在する場所において引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、この契約締結後、契約の内容に適合しないことを発見しても、第5条に規定する貸付料の減免又は損害賠償を請求することができ

ないものとする。

(安全確保)

第10条 乙は、本件土地の使用に関しては、常に安全の確保に十分配慮し、本件土地の使用をめぐって紛争や苦情が生じたときは、乙の責任において解決し、甲に一切の迷惑をかけないものとする。

2 本件土地の使用に起因して第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを賠償するものとする。

(使用上の制限)

第11条 乙は、本件土地を使用目的に供する場合において、天災その他やむを得ない理由により本件土地の全部又は一部について使用目的への供用の一時中止又は使用目的の変更を必要とするときは、詳細な理由を付した書面により甲の承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を受けないで本件土地を第三者に転貸し、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は賃借権を第三者に譲渡してはならない。

(貸付物件の保全義務)

第13条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件土地の維持保全に努めなければならない。

2 乙が次の各号に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ、甲に書面による申請をし、かつ、甲の書面による承諾を得なければならない。

(1) 本件土地に建築物その他一切の工作物を設置しようとするとき。

(2) 本件土地の原状を変更しようとするとき。

(実地調査等)

第14条 甲は、この契約に定める乙の義務の履行状況について隨時実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由がなくその調査を拒み又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(本件土地の賃貸借等に関する義務)

第15条 乙は、本件土地を次の用途に使用すること又は次の用途に使用する者に賃貸及び使用貸借することはできないものとする。

(1) 政治的又は宗教的用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律（昭和23年法

律第122号) 第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途

- (3) 青少年に有害な影響を与える興行、物販又はサービスの用途
- (4) 騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波、危険物等を発生させ、又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の事務所その他これに類するもの暴力団の事務所その他これに類する用途
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成14年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類する用途
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物を処理するための施設
- (8) 公序良俗に反する用途

(修繕義務等)

第16条 甲は、本件土地に付随するいかなる修繕義務も負担しないものとし、本件土地について維持、保全、改良その他の行為をするため支出する経費は、全て乙の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第17条 乙は、その住所又は氏名(法人にあっては名称)に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(契約解除権)

第18条 甲は、乙がこの契約の規定に定める義務を履行しないとき、又はこれに違反したときは、相当の期間を定めてその履行又は是正の催告をし、その期間内に履行又は是正がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の催告をすることなく、この契約を解除することができる。
- (1) 貸付料の支払を合計して3か月分以上遅滞したとき。
 - (2) 乙が第11条から第13条まで、及び第15条の規定に違反したとき。
 - (3) 乙が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に

規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員と認められるとき

(4) 破産、民事再生、会社更生又は会社整理の申立て（自主申立てを含む。）等があった場合、契約に定める義務が履行される見込みがないとき。

(5) 法人が合併され、又は解散した場合、契約に定める義務が履行される見込みがないとき。

(6) 乙が本件土地の使用に当たり、危険、有害な設備を設け、又は近隣の迷惑となるような行為をしたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約を継続し難い背信行為があつたとき。

3 本契約の契約期間内において、甲が本件土地の使用を必要とするとき、又は、国、地方公共団体その他公共団体において本件土地を公用又は公共の用に供するため必要が生じたときは、この契約を解除することができる。

（違約金）

第19条 甲が、前条第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は違約金として契約金額の10分の1に相当する額を、直ちに甲に支払わなければならない。この場合において、甲に損害が発生した場合は、乙は、前段に規定する違約金とは別に甲が被った損害を賠償するものとする。

2 甲は、前条の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合その他不正行為に係る解除）

第20条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」

という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。以下この条及び次条において同じ。)。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次条第2項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号及び第19条の2第2項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その構成員のいずれかの者が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第21条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。甲が契約を履行した後も同様とする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規

定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならぬ。

- (1) 前条第1項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第1項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 乙が共同企業体であるときは、各構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならぬ。甲が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」とう。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対

して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は前項の規定によりこの契約を解除したときには、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(暴力団等排除に係る賠償金の支払い)

第23条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。甲が契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 乙が共同企業体であるときは、各構成員は、賠償金を連帶して甲に支払わなければならない。甲が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

(原状回復)

第24条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第18条、第20条及び第22条の規定により契約の解除があったときは、本件土地を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が本件土地を原状に回復させることを要しないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 前項の指定期日までに乙が本件土地を返還しないときは、乙は、明渡し完了までの間、違約金として1日当たりの貸付料相当額（1月を30日とし、1円未満の端数は切り捨てる。）に遅延日数を乗じて得た額の2倍に相当する額を甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第25条 乙は、本貸付期間が満了し、本契約が更新されない場合又は第18条の規定により本契約を解除された場合において、本件土地に投じた改良費等の有益費その他の費用があつても、これを甲に請求しないものとする。

（契約の費用）

第26条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第27条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第28条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

年　月　日

貸付人（甲）　　小牧市堀の内三丁目1番地
　　　　　　　　小　牧　市
　　　　　　　　代表者 小牧市長

借受人（乙）

特 約 条 項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(原状回復の免除)

第2条 本件土地を駐車場として利用するにあたり、必要な工作物等の設置のため、甲と協議し甲が設置を認めた外周フェンス、乗入れ口、舗装及び照明灯については、契約期間終了後に乙が甲へ無償譲渡する場合、原状回復する必要はないものとする。

2 契約期間終了後において、次の貸付期間がある場合、当該期間に係る借受人（新借受人）と借受人が同一となるときは、原状に回復することなく、引き続き貸付物件を使用することができる。